

地域農業の担い手の定着支援

要約

新規就農予定者の青年等就農計画の策定を支援し、令和5年度は4名が新たに市町村の認定を受け、認定新規就農者となった。

県、山添村、JA等関係機関の連携による支援を受け、ひがしとよ営農組合が令和5年5月に農事組合法人として法人化し、水稻、小麦、大豆等を合わせて延べ約13haまで経営規模を拡大した。

現状(背景)と課題

- 基幹的農業従事者数の減少、高齢化が顕著であり、2020年の基幹的農業従事者は2015年と比べて28%減少。
- 経営耕地は減少、荒廃農地の解消は進んでいない。

目標

- 青年等就農計画の認定を受けた新規就農者を毎年4名程度確保。
- 認定期間の終了した認定新規就農者のおおむね7割が認定農業者へ移行。
- 任意組合である集落営農組織1組織を法人化。

活動内容

- 新規就農予定者6名(宇陀市2名、曾爾村3名、山添村1名)に対し、補助事業の活用に向けた助言や、研修の進捗状況及び就農後の経営試算の確認などを行って就農計画作成を支援。
- 就農計画認定期間中の18名を対象として重点的に巡回指導をのべ74回実施。
- 新規就農者を対象とした雇用労務に関するミニセミナーや情報交換会を3月に実施。
- 東部地域農業推進協議会主催の経営セミナー(農作業記録アプリの使い方)への参加呼びかけ。
- ひがしとよ営農組合に対し、法人化に向けた定款案作成や経営安定に向けた栽培指導を実施。

成果

- 宇陀市2名(施設軟弱野菜)、曾爾村2名(夏秋トマト)が新たに認定新規就農者に認定。
- 就農計画の期間を満了した2名が認定農業者に移行。さらに1名が認定見込み。
- ひがしとよ営農組合が令和5年5月に法人化。
- ひがしとよ営農組合の小麦作付面積が11a(R2)から474a(R5)まで拡大。



新規就農予定者の研修中の状況確認



ひがしとよ営農組合による小麦の収穫

普及活動のポイント

- 新規就農希望者へのヒアリングや関係機関との情報共有を通じ、目指す経営の方向、研修先で学んだ技術や知識、及び活用できる補助事業や制度資金の要件等をふまえながら、それらを盛り込んだ就農計画となるよう助言・指導を行った。
- 新規就農者への巡回指導を通じ、経営上の課題の発見に努め、適宜対応を行った。
- 営農組合の法人化に際し、関係機関や専門家と連携し、必要な助言を行った。

対象の変化

- 就農計画作成にあたって助言や進捗確認を行うことで、文書作成や経費計算に不慣れな対象者でも、就農計画を作成し、市村の認定を受けることができた。
- 就農後も定期的に巡回指導を実施することで、栽培や経営上の課題を明確にし、課題解決に向けた支援を行い、栽培意欲の向上につながった。

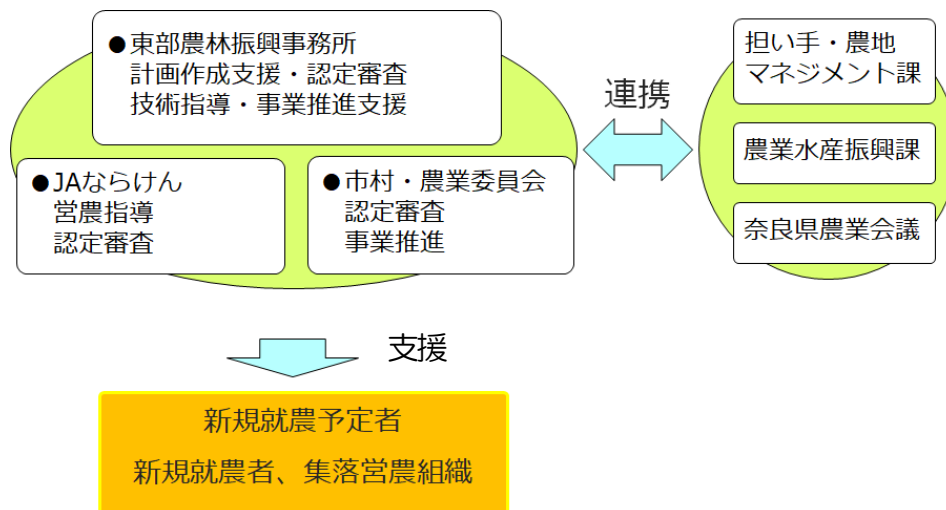
対象者からのコメント

- 振興事務所や市村の支援により、認定新規就農者に認定された。安定的な営農ができるよう、今後とも引き続き支援をお願いする。
- 振興事務所や村の支援もあり、法人化を果たした。今後も補助事業等を活用し必要な機械装備を整備し経営安定を図りたい。引き続き支援願う。(ひがしとよ営農組合)

これからの活動ビジョン

- 市村や農業委員会、管内の農業法人等と情報共有を密にし、新規就農希望者の掘り起こしに努めるとともに、新規就農者の経営課題の早期発見と課題解決の支援を的確に行い、新たな担い手の定着促進を図る。
- 今後の水田農業の中心となる集落営農組織の永続的な活動を支援するため、技術面、経営面の課題に対応するとともに、任意組織の法人化を推進する。

活動体制



用語解説

認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画を作成し市町村の認定を受けた新規就農者。

青年等就農計画

市町村の定める青年等の目標とすべき農業経営の指標に即して、新たに農業を始める青年等が作成する就農後5年間の経営計画。